

**レジストリ制限紛争処理手続き (RRDRP)<sup>1</sup>**  
**2012年6月4日**

**1. 紛争当事者**

紛争当事者は、損害を受けた既成機関およびgTLD レジストリオペレータとします。ICANN は当事者にはなりません。

**2. 適用可能な規則**

- 2.1 この手続きはこれらの紛争処理手続き全般を対象としています。1つ以上のRRDRP プロバイダ（「プロバイダ」）を選択して RRDRP を実施する限りにおいて、各プロバイダは、申し立てを行うときに順守しなければならない他の規則および手順を追加することができます。以下は、すべてのプロバイダが従うべき一般的な手続きです。
- 2.2 コミュニティベースの gTLD レジストリ契約では、レジストリオペレータは、RRDRP に参加し、また下される裁定の拘束を受けることに同意する義務があるものとします。

**3. 言語**

- 3.1 この手続きに基づくすべての提出物および手続きの言語は英語になります。
- 3.2 当事者は、それ以外は当該証拠がすべての関連テキストの英語訳を伴うことを確認するために、RRDRP 専門家パネルの権限に従いそれらの原語の裏付け証拠を提出することができます。

**4. やり取りと期限**

- 4.1 プロバイダとのやり取りはすべて電子的な送信が必要になります。
- 4.2 期限の開始日を確認する目的のため、通知またはその他のやり取りは、当事者が指定した適切な担当者に送信された日に受信されたと見なされます。
- 4.3 期限の遵守を確認する目的のため、通知またはその他のやり取りは、発送された日に送信、作成、または伝送されたと見なされます。

---

<sup>1</sup> レジストリが登録制限を順守しなかった初回申し立ては、レジストリ制限問題レポートシステム (RRPRS) のオンラインフォームにより処理されるものとします。これは InterNIC.net の Whois データ問題レポートシステム (WDPRS) と類似します。公称処理費用は、無用な申し立てを減らすのに役立つ場合があります。レジストリオペレータは、申し立ての控えを受け取り、報告された非順守事案を調査（および保証されている場合は修正）するための妥当な手順を取ることが求められます。申立人は、申し立てられた非準拠がそのまま続行されている場合、この RRDRP にしたがって、同申し立てをエスカレートすることができます。レジストリが申立人が納得するように申し立てに対応しない場合、その理由によってのみ、申立人が RRDRP 申し立てを行う当事者適格になることはありません。

4.4 この手続きの下で期間を計算する目的のために、当該期間は通知またはその他のやり取りを受領した日の翌日に始まるものとします。

4.5 特に指定のない限り、日数制限への言及はすべて暦日と見なされるものとします。

## 5. 当事者適格

5.1 法定行政手続は、第三者申立人（「申立人」）が、同申立人が、レジストリ契約で規定の登録制限を順守していないコミュニティベースの gTLD レジストリオペレータのため、損害を受けた既成機関であることをプロバイダが主張する申し立てを行う時点で開始となります。

5.2 定義済みコミュニティと関連する既成機関はコミュニティ異議を申し立てる資格があります。「定義済みコミュニティ」は、紛争の主題となる用途で gTLD ストリングに関連したコミュニティでなければなりません。コミュニティ請求の当事者適格になるためには、申立人は、既成機関であること、および gTLD がサポートする制限された者で構成される定義済みコミュニティとの関係が継続していることの両方を実証しなければなりません。

5.3 申立人は、レジストリ制限問題レポートシステム (RRPRS) から請求を行い、RRDRP に申し立てる当事者適格を有していなければなりません。

5.4 パネルはその当事者適格を裁定し、専門家による裁定には、申立人の当事者適格の証明書が含まれることになります。

## 6. 基準

6.1 請求が成功するには、当該の請求は以下を証明しなければなりません。

6.1.1 异議申立人が呼びかけたコミュニティが定義済みコミュニティであること。

6.1.2 叫びかけられたコミュニティと gTLD ラベルまたはストリングとの間には強い関連性があること。

6.1.3 TLD オペレータが契約中のコミュニティベース制限の条項に違反したこと。

6.1.4 申立人および異議申立人が指名したコミュニティに確認可能な規模の損害があること。

## 7. 申し立て

### 7.1 申請:

申し立ては電子的に提出されるものとします。行政審査が完了し、プロバイダが申し立てが順守していると判断した場合、同プロバイダは、同申し立てに電子的に送達し、レジストリ契約に記載の連絡先情報と一致したレジストリオペレータにハードコピーおよびファックス通知を送達します。

### 7.2 内容:

- 7.2.1 申立人、レジストリオペレータの名前および連絡先情報（住所、電話番号、および電子メールアドレスを含む）、および申立人の知る限りにおいて登録の現在の所有者の氏名および住所。
  - 7.2.2 申立人に代わって行動する権限を与えられた人物の名前および連絡先情報（住所、電話番号、および電子メールアドレスを含む）。
  - 7.2.3 紛争の特徴を示す文書には以下が含まれていなければなりません。
    - 7.2.3.1 レジストリオペレータが順守していないレジストリ契約の特定の登録制限事項、および
    - 7.2.3.2 レジストリオペレータがその特定された登録制限事項を順守しないことで、申立人に生じた損害の詳細な説明、
  - 7.2.4 これらの手続きは不適切な目的のために提起されたものではないという声明。
  - 7.2.5 申立人が RRPRS により請求を行ったことを示す、および RRPRS プロセスにより結論づけられた内容を示す文書。
  - 7.2.6 同じまたは同類の事実または状況に関連した申立人が商標侵害保護紛争処理手順 (PDDRP) 申し立てを行っていないことを示す文書。
- 7.3 プロバイダが追加の資料が必要であると判断しない限り、申し立ては添付ファイルを除いて 5,000 語、20 ページに制限されます
- 7.4 補足文書はいずれも、申し立てとあわせて作成しなければなりません。
- 7.5 申し立てを行うと同時に、申立人は適用されるプロバイダ規則にしたがって規定された額で、申請手数料を支払います。申請手数料が申し立ての受取から 10 日以内にプロバイダにより支払われない場合、同申し立ては申立人の別の申し立てに影響を及ぼすことなく、取り下げとなります。

## 8. 申し立ての不服審査

- 8.1 すべての申し立ては、適用されるプロバイダが指定したパネリストにより、提出から五（5）営業日以内に審査され、申立人が手順規則にしたがって申し立てを行ったかについて裁定を下します。
- 8.2 当該の申し立てが手続き規則を遵守していることをプロバイダが確認した場合、同申し立ては、申請されたものとし、手続が続行されます。当該申し立てが手続き規則を遵守していないとプロバイダが判断した場合、プロバイダは当該非遵守について電子的に申立人に通知し、修正された申し立てを提出するため五（5）営業日の猶予を与えるものとします。提供された五（5）営業日以内に修正された申し立てをプロバイダが受領しなかった場合、プロバイダは当該申し立てを却下し、手続き規則を遵守する申立人による新たな申し立ての提起の権利に影響を及ぼすことなく当該手続きを終了します。申請手数料は、申し立てが順守していないと判断された場合は、払い戻されません。
- 8.3 順守していると判断された場合、プロバイダは、レジストリオペレータに申し立てを電子的に送達し、レジストリ契約に記載の連絡先情報と一致した申し立ての対象であるレジストリオペレータに関する通知書を送達します。

## 9. 申し立てへの返答

- 9.1 レジストリオペレータは、申し立てから三十（30）営業日以内に、各申し立てへの返答を作成しなければなりません。
- 9.2 返答には、申し立ての提出に関する規則を遵守し、申し立てに記載されている声明に対するポイントごとの返答だけでなく、レジストリオペレータの氏名および連絡先情報も含まれます。
- 9.3 返答は、プロバイダに対して電子的に作成され、同プロバイダは、送達されたハードコピーの通知をもって、電子フォームで申立人に送達しなければなりません。
- 9.4 返答のサービスが有効とされ、同返答の電子送信時に、返信のための時間が開始となります。
- 9.5 レジストリオペレータが同申し立てに利点がないと考えた場合、返答において、その請求の具体的な根拠をもって、事実主張の抗弁をするものとします。
- 9.6 返答が作成されると同時に、レジストリオペレータは、適用されるプロバイダ規則にしたがって規定された額の申請手数料を支払います。申請手数料が返答の受取から十（10）日以内にプロバイダにより支払われない場合、同返答は不適切と判断され、手続の検討はされず、同事案は裁定へと移行されます。

## 10　返信

- 10.1 申立人は、返答の送達から 10 日以内に、当該申し立てが「法的根拠がない」ではない理由を示す、返答に記載されている声明に対処する返信を提出することを許可されます。返信は、当該記録に新しい事実または証拠を取り入れることはできないものとし、返答に記載された声明に対処するためにのみ使用されるものとします。返答に取り入れられた新しい事実または証拠は、専門家パネルによって無視されるものとします。
- 10.2 申し立て、返答および返信(必要に応じて)が提出され、送達されたら、パネルが任命され、すべての提出物が提供されます。

## 11. 義務の不履行

- 11.1 レジストリオペレータが申し立てに返答しなかった場合、それは義務の不履行と見なされます。
- 11.2 義務の不履行の認定を留保する限定的権利はプロバイダによって設定されますが、いかなる場合も、義務の不履行の認定を留保する正当な理由の提示がない限り許可されません。
- 11.3 プロバイダは、不履行通知を電子メールによって申立人とレジストリオペレータに送付するものとします。
- 11.4 すべての不履行の事案は、その本案(実体)について専門家による裁定へと進むものとします。

## 12. 専門家パネル

- 12.1 プロバイダは、返信を受け取ってから二十一(21)日以内に、あるいは返信の申請期限から 21 日以内に、1人のメンバーからなる専門家パネルを選任および任命するものとします。
- 12.2 いずれかの当事者が 3 人のメンバーからなる専門家パネルを要求しない限り、プロバイダは 1 人からなる専門家パネルを任命するものとします。
- 12.3 いずれかの当事者が 3 人のメンバーからなる専門家パネルを要請した場合、各当事者(または問題が統合されている場合は紛争の各サイド)がそれぞれ 1 人の専門家を選出し、そしてその選出された 2 人の専門家が 3 人目の専門家パネルメンバーを選出するものとします。当該選出は、プロバイダの規則または手続きに従って行われるものとします。プロバイダ内の RRDRP パネリストは、実現可能な範囲でローテーションされるものとします。
- 12.4 専門家パネルのメンバーは、委任後の課題の当事者から独立している必要があります。各プロバイダは、独立性が欠如している専門家を指名および交代する手順を含め、当該の独立性を必要とする採択手順を順守します。

## **13. 費用**

- 13.1 プロバイダは、適用されるプロバイダ規則に従って、当該手続きの下で管理する当該手続きの費用を見積もります。当該の費用には、プロバイダの申請および返答、専門家パネル費用などの管理費が含まれ、妥当であることが求められます。
- 13.2 申立人は除授記「申し立て」のセクションで規定したとおり、申請手数料を支払うことが求められ、また手続開始時の返答費用、および専門家パネル費用を含む、他のプロバイダ推定の管理費を全額支払わなければならないものとします。その全額のうちの 50% は、当該手続きの申立人の分担金をカバーするために現金(または現金同等物)で支払われるものとし、残りの 50% は、レジストリオペレータが勝訴する場合に、レジストリオペレータの分担金をカバーするために現金(または現金同等物)または債券で支払われるものとします。
- 13.3 パネルが申立人が勝訴当事者であると宣言した場合、レジストリオペレータは、申請手数料を含む、発生したパネルおよびプロバイダの全費用を申立人に補償することが求められます。補償が行われない場合、終了を含め、本契約で対応可能な救済措置にしたがって、RRDRP 違反およびレジストリ契約違反と判断されるものとします。
- 13.4 パネルがレジストリオペレータが勝訴当事者であると宣言した場合、プロバイダは返答費用をレジストリオペレータに補償するものとします。

## **14. ディスカバリ/証拠**

- 14.1 紛争を早期に適切な費用で解決する目標を達成するため、ディスカバリは通常、許可されません。例外的な事案の場合、専門家パネルは一方当事者に追加証拠の提示を求めることができます。
- 14.2 許可される場合、証拠開示は各当事者が相当の必要性を持っている事物に制限されるものとします。
- 14.3 当事者から要求がないものの、特別な状況にはある場合、専門家パネルは、当事者に専門家を任命し当事者による支払いを受けることを要求し、有効または書面による証明書を要求、あるいは文書の限定的交換を要求できるものとします。

## **15. 聽聞**

- 15.1 本 RRDRP での紛争は通常、聴聞なしで解決します。
- 15.2 専門家パネルは、各自の判断または一方当事者の要求により、聴聞の実施を決定できるものとします。但し、専門家パネルが提出書類に基づき、かつ聴聞なしで、裁定を下すことを前提とします。

- 15.3 聽聞の要求が許可された場合、可能な場合は、ビデオ会議または電話会議を使用するものとします。それが不可能な場合、当事者が同意できない場合は専門家パネルが聴聞の場を選択します。
- 15.4 聽聞は1日以上はしないものとします。ただし、非常に例外的な状況である場合は除きます。
- 15.5 専門家パネルが他方当事者の反対にもかかわらず、一方当事者の聴聞要求を許可した場合、専門家パネルは、同専門家パネルが適切と判断した場合、要求した当事者に聴聞費用の一部を負担するように求めることができるものとします。
- 15.6 すべての紛争解決手続きは英語で行われるものとします。

## 16. 立証責任

申立人がその請求の立証責任を負う場合、当該の責任は証拠の優越によるものとします。

## 17. 推奨される救済策

- 17.1 本契約制限に違反して登録されたドメイン名のレジストラントは当該の訴訟に対応する当事者ではないため、推奨される救済策は、同契約制限の違反によってなされた登録の削除、移転または保留の形を取ることはできません（但し、レジストラントがレジストリオペレータの共同管理したにある執行役員、役員、代理人、従業員あるいは団体であることが証明された場合は除きます）。
- 17.2 推奨される救済策には、セクション13に従って付与された手数料以外の当事者に支払われるべき金銭的損害または制裁は含まれません。
- 17.3 専門家パネルは、レジストリオペレータが以下を含む規定の制限の範囲を超えて登録を許可したと裁定した場合、同専門家パネルが当該のレジストリオペレータに対して各種の段階的執行方法を推奨することができるものとします。
- 17.3.1 レジストリが、救済策が以下に該当しない場合の除き、コミュニティベース制限を順守していない将来の登録を許可しないことを保証する方法を取ることができるように、レジストリ契約による要件に追加可能な救済策：
- (a) RRDRP手続きにおいて問題となっている名前に関連しない登録を監視することをレジストリオペレータに要求する、または
  - (b) レジストリ契約に基づいて要求されたものとは逆となる、レジストリオペレータによる直接的なアクション
- 17.3.2 裁定で示された違反が解決されるまで、または設定された期間が経過するまで、gTLDに新しいドメイン名の登録を受け入れることを一時停止する。
- または、

- 17.3.3 レジストリオペレータが悪意を持って行動した特別な状況で、レジストリ契約の終了を規定する。
- 17.3 適切な救済策を勧告するにあたり、専門家パネルは、申立人への継続的な害、ならびにその救済策が gTLD 内で活動している他の無関係な誠意のあるドメイン名レジストラントに対して生じる害を考慮します。

## 18. 専門家による裁定

- 18.1 プロバイダおよび専門家パネルは、専門家による裁定を専門家パネルの任命から 45 日以内に履行、かつ正当な理由なく、いかなる場合も専門家パネルの任命から 60 日を経ない日までに履行するように、適切な努力をするものとします。
- 18.2 専門家パネルは書面による裁定を行います。専門家による裁定には、当該の申立ての事実が判明しているかどうか、およびその裁定に関する正当な理由があるかどうかを述べるものとします。専門家による裁定は、公に入手可能であり、プロバイダの Web サイトで検索可能となるようにします。
- 18.3 専門家による裁定には、特定の救済策の推奨を追加で含めることができます。プロバイダへの費用と料金は、まだ支払われていない範囲で、専門家による裁定の三十(30) 日以内に支払うものとします。
- 18.4 専門家による裁定では、どの当事者が勝訴当事者であるかを述べるものとします。
- 18.5 専門家による裁定で、コミュニティベースの制限 gTLD レジストリオペレータが適用される制限内でドメインの登録および使用を管理する義務を満たしていないと判断される場合、ICANN は、各事案の状況を鑑み、ICANN が適切と判断する救済策を課す権限を有するものとします。

## 19. 専門家による裁定に対する不服申し立て

- 19.1 いずれの当事者も、RRDRP 手続き内の既存の記録に基づき、不服申し立てのための妥当な費用で、専門家裁定に対する新しい不服申し立てを申請する権利を有するものとします。
- 19.2 不服申し立てはプロバイダが申請し、専門家による裁定が発行されてから 20 日以内に全当事者に送達されなければならず、また同不服申し立てへの返答は、同不服申し立てから 20 日以内に申請しなければなりません。送達期限の方法と計算は、上記のセクション 4 「やり取りと期限」に規定されている期限と一致するものとします。
- 19.3 3 人のメンバーからなる不服申し立てパネルは、プロバイダによって選出されますが、不服申し立てパネルのいかなるメンバーも、専門家パネルのメンバーになることはできません。
- 19.4 第一審における不服申し立ての費用は控訴人が用意するものとします。

- 19.5 追加費用を支払うことにより、裁定に対する重要な新しい許容できる証拠を導入するための制限付きの権利が許可されます。ただし、その証拠は明らかに申し立ての提出よりも以前に存在している必要があります。
- 19.6 当該証拠が妥当であると不服申し立てパネルが判断した場合には、その証拠が申し立ての提出日より前であるかどうかにかかわらず、不服申し立てパネルは独自の裁量でさらなる陳述または証拠を要請できるものとします。
- 19.7 勝訴当事者は、不服申し立て費用の報奨を受ける権利を有します。
- 19.8 不服申し立てのための上記以外のプロバイダの規則および手続きが適用されるものとします。

## 20. 違反

- 20.1 専門家が当該のレジストリオペレータが違反していると裁定を下した場合、ICANN は、レジストリオペレータに当該の違反について通知する手続を取るものとします。レジストリオペレータには、レジストリ契約で求められている、違反回復の機会が付与されるもおんとします。
- 20.2 レジストリオペレータが当該の違反を回復しなかった場合、両当事者はレジストリ契約により可能な方法を利用する資格を有し、かつ ICANN は、対応措置を行う場合、専門家による裁定に既定の推奨救済策を検討することができるものとします。
- 20.3 本文書に規定されるいかなる内容も、ICANN がいつでもいかなる方法においても、ICANN が救済策を課することを禁じるものではなく、レジストリオペレータが当該レジストリ契約に遵守していないことに対して課する権利を有します。

## 21. 裁判所またはその他の行政手続きの有効性

- 21.1 RRDRP は独占的な手続きとして意図されたものではなく、必要に応じて、責任に関する専門家による裁定の審査を含む、個人が法廷で救済策を求めることを排除するものではありません。
- 21.2 当事者は、紛争処理プロセスを通じて隨時、非公式な交渉および/または仲裁に参加する自由がありますが、義務ではありません。但し、当該の和解交渉の実施は、それだけで単独に、手続中の締切の保留を行う理由にはなりません。